

信金中央金庫定款

(2020 年 7 月 13 日現在)

第 1 章 総則

(名称および目的)

第 1 条 本信用金庫連合会は、信金中央金庫と称し、英文表示を Shinkin Central Bank とする。

2 本金庫は、信用金庫の中央金融機関として、信用金庫に対する金融の円滑を図るとともに、その業務機能の補完および信用力の維持向上に努め、もって信用金庫業界の健全な発展に資することを目的とする。

(事業)

第 2 条 本金庫は、次に掲げる業務を行なうことができる。

- (1) 会員の預金の受入れ
- (2) 会員に対する資金の貸付けおよび手形の割引
- (3) 為替取引

2 本金庫は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を併せ行なうことができる。

- (1) 国、地方公共団体その他営利を目的としない法人（以下「国等」という。）の預金の受入れ
- (2) 内閣総理大臣の認可を受けて行なう会員以外の者（国等を除く。）の預金の受入れ
- (3) 内閣総理大臣の認可を受けて行なう会員以外の者に対する資金の貸付けおよび手形の割引

3 本金庫は、前 2 項の規定により行なう業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を行なうことができる。

- (1) 債務の保証または手形の引受け
- (2) 有価証券（第 5 号の証書をもつて表示される金銭債権に該当するものおよび短期社債等を除く。第 7 号において同じ。）の売買（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）または有価証券関連デリバティブ取引（いずれも投資の目的をもつてするものに限る。）
- (3) 有価証券の貸付け
- (4) 国債、地方債または政府保証債（以下「国債等」という。）の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）および当該引受けに係る国債等の募集の取扱い
- (5) 金銭債権の取得または譲渡
- (6) 短期社債等の取得または譲渡
- (7) 有価証券の私募の取扱い
- (8) 信用金庫、株式会社日本政策金融公庫その他内閣総理大臣の定める者の業務の代理または媒介

- (9) 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
- (10) 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
- (11) 振替業
- (12) 両替
- (13) デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。次号において同じ。）であつて信用金庫法施行規則（昭和 57 年大蔵省令第 15 号）第 53 条第 5 項に定めるもの（第 5 号に掲げる業務に該当するものを除く。）
- (14) デリバティブ取引（信用金庫法施行規則第 53 条第 5 項に定めるものに限る。）の媒介、取次ぎまたは代理
- (15) 金融等デリバティブ取引（第 5 号および第 13 号に掲げる業務に該当するものを除く。）
- (16) 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎまたは代理（第 14 号に掲げる業務に該当するものおよび信用金庫法施行規則第 53 条第 8 項に規定するものを除く。）
- (17) 有価証券関連店頭デリバティブ取引（第 2 号に掲げる業務に該当するものを除く。）
- (18) 有価証券関連店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎまたは代理
- 4 本金庫は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 28 条第 6 項に規定する投資助言業務を行なうことができる。
- 5 本金庫は、金融商品取引法第 33 条第 2 項各号に掲げる有価証券または取引について、同項各号に定める行為を行なう業務（第 3 項の規定により行なう業務を除く。）を行なうことができる。
- 6 本金庫は、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和 18 年法律第 43 号）により行なう同法第 1 条第 1 項に規定する信託業務を行なうことができる。
- 7 本金庫は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）第 3 条第 3 号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する業務を行なうことができる。
- 8 本金庫は、地方債または社債その他の債券の募集または管理の受託を行なうことができる。
- 9 本金庫は、担保付社債信託法（明治 38 年法律第 52 号）により行なう担保付社債に関する信託業務を行なうことができる。
- 10 本金庫は、算定割当量を取得し、もしくは譲渡することを内容とする契約の締結またはその媒介、取次ぎもしくは代理を行なう業務（第 3 項の規定により行なう業務を除く。）を行なうことができる。
- 11 本金庫は、当せん金付証票法（昭和 23 年法律第 144 号）の定めるところにより委託を受けて行なう当せん金付証票の発売等の事務に係る業務を行なうことができる。
- 12 本金庫は、保険業法（平成 7 年法律第 105 号）により行なう保険募集を行なうことができる。
- 13 本金庫は、確定拠出年金法（平成 13 年法律第 88 号）により行なう確定拠出年金に関する業務を行なうことができる。
- 14 本金庫は、金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成 16 年法律第 128 号）第

28 条第 2 項に定める指導または同法第 34 条の 4 第 2 項に定める経営指導を行なうことができる。

15 本金庫は、電子記録債権法（平成 19 年法律第 102 号）の定めるところにより電子債権記録機関の委託を受けて行なう電子債権記録業に係る業務を行なうことができる。

16 本金庫は、前各項のほか、信用金庫法（昭和 26 年法律第 238 号）その他の法律により信用金庫連合会が行なうことのできる業務を行なうことができる。

17 本金庫は、その他前各項の業務に付帯または関連する業務を行なうことができる。

（地区）

第 3 条 本金庫の地区は、全国とする。

（事務所の名称および所在地）

第 4 条 本金庫は、主たる事務所を東京都中央区に置き、従たる事務所を次の各地に置く。

北海道支店	札幌市
福岡支店	福岡市
大阪支店	大阪市
名古屋支店	名古屋市
中国支店	広島市
東北支店	仙台市
北陸支店	金沢市
四国支店	高松市
静岡支店	静岡市
南九州支店	熊本市
神戸支店	神戸市
岡山支店	岡山市
本店京橋出張所	東京都中央区

（公告方法）

第 5 条 本金庫の公告方法は、本金庫の事務所の店頭における掲示および電子公告とする。

ただし、法令に別段の定めがある場合は、この限りでない。

2 事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合は、前項の規定にかかわらず、電子公告に代えて、日本経済新聞に掲載して行なう。

第 2 章 会員

（会員たる資格）

第 6 条 本金庫の会員たる資格を有する者は、本金庫の地区の一部を地区とする信用金庫とする。

（普通出資）

第 7 条 普通出資 1 口の金額は、10 万円とする。

2 会員は、普通出資 1 口以上を有し、かつ、その普通出資額は 10 万円以上でなければなら

ない。

- 3 会員は、次条第1項の規定により本金庫の承諾を得たときは、普通出資の全額を払い込まなければならない。
- 4 本金庫は、普通出資額に応じてする剰余金の配当の額について、既存の普通出資について支払うべき剰余金の配当の額と異なるものとする内容の普通出資（以下「特定普通出資」という。）を会員から受け入れることができる。
- 5 第3項の普通出資は、特定普通出資によつてすることができない。

（加入）

第8条 会員になろうとする者は、次に掲げる事項を記載した加入申込書を本金庫に提出し、その承諾を得なければならない。

- (1) 前条第3項の規定により払い込むべき普通出資（以下「一般普通出資」という。）の口数
- (2) 会員の名称および住所
- (3) 代表理事の氏名および住所

2 前項の加入申込書には、定款、業務方法書および最近の日計表を添付しなければならない。

3 会員は、第1項各号に掲げる記載事項または前項の定款もしくは業務方法書に変更を生じたときは、遅滞なく本金庫に届け出るものとする。

（自由脱退）

第9条 会員は、何時でも、その持分の全部の譲渡によつて脱退することができる。

- 2 前項の場合において、その譲渡を受ける者がいないときは、会員は、本金庫に対し、その持分を譲り受けるべきことを請求することができる。
- 3 会員が前項の規定により本金庫に対しその持分の譲受けを請求したときは、本金庫は、その請求の日から6月を経過した日以後に到来する事業年度末において、その持分を譲り受けるものとする。

（法定脱退）

第10条 会員は、次の事由によつて脱退する。

- (1) 会員たる資格の喪失
 - (2) 解散（合併後存続する金融機関または合併により設立される金融機関が会員または会員たる資格を有する者である場合を除く。）
 - (3) 除名
 - (4) 持分の全部の喪失
- 2 会員は、その普通出資額が出資1口の金額の減少その他やむを得ない理由により第7条第2項の普通出資の最低限度額に満たないこととなり、かつ、その満たないこととなつた日から1年以内に最低限度額に達しないときは、その期間を経過した日に脱退する。
- 3 会員は、第1項第1号から第3号までまたは前項の規定により脱退したときは、その持分の払戻しを請求することができる。ただし、払戻しの額は、その会員の普通出資額を超えることができない。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するときは、信用金庫法に定める総会（以下「総会」という。）の決議によつて除名することができる。この場合においては、その総会の 10 日前までに、その会員に対しその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 貸付金の弁済または利子の支払その他の債務について、期限後 6 月以内にその義務を履行しないとき。
- (2) 法令または本金庫の定款に違反する行為をし、本金庫の事業を妨げまたは信用を失墜させたとき。

第 3 章 役員

(役員の数および選任)

第 12 条 本金庫の役員は、理事 31 人以内、監事 5 人以内とする。

- 2 役員は、総会の決議によつて選任する。
- 3 理事の定数の 2 分の 1 を超える数は、会員たる信用金庫の業務を執行する役員でなければならない。
- 4 監事のうち 1 人以上は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。
 - (1) 会員たる信用金庫の役員または職員以外の者であること。
 - (2) その就任の前 5 年間本金庫の理事もしくは職員または本金庫の子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行なうべき社員）もしくは執行役もしくは使用人でなかつたこと。
 - (3) 本金庫の理事または支配人その他の重要な使用人の配偶者または二親等以内の親族以外の者であること。
- 5 理事または監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超えるものが欠けたときは、3 月以内に補充しなければならない。

(会長、理事長等の選定および職務)

第 13 条 本金庫に、会長 1 人、理事長 1 人を置き、副理事長、専務理事および常務理事を若干名置くことができる。

- 2 会長、理事長、副理事長、専務理事および常務理事は、理事会の決議により、理事のうちから選定する。
- 3 監事は、監事の中から常勤の監事を選定する。
- 4 会長、理事長および副理事長は、各自本金庫を代表する。
- 5 会長は、理事会を主宰する。
- 6 理事長は、本金庫の業務を統轄し、副理事長は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序に従い、その職務を代理する。専務理事は、理事長および副理事長を補佐して業務を執行し、常務理事は、理事長、副理事長および専務理事を補佐して業務を処理する。理事長、副理事長ともに事故があるときは、

あらかじめ理事会が定めた順序に従い、専務理事または常務理事が理事長の職務を行なう。

7 監事は、理事の職務の執行を監査する。

(役員の任期)

第 14 条 理事および監事の任期は、各々 2 年とする。ただし、就任後 2 度目の通常総会が 2 年内または 2 年後に開催される場合は、その通常総会の終結の時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、補欠または増員で就任した理事および監事の任期は、現任の理事および監事の任期満了の時までとする。

(理事会)

第 15 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序に従い、他の理事が招集することができる。

3 理事（理事長および前項により理事会を招集することができることとなる理事を除く。）は、理由を記載した書類を提出して理事会の招集を請求することができる。

4 前項の請求があつた場合において、5 日以内にその請求の日より 2 週間以内の日を会日とする理事会の招集の通知が発せられないときは、その請求を行なつた理事は、理事会を招集することができる。

5 理事会を招集するには、会日の 3 日前までに、各理事および各監事にその通知を発しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

6 理事会は、理事および監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

7 理事の全員が理事会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合は、当該事項を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

8 本条の規定によるほか、理事会の招集および運営については、理事会規程の定めるところによる。

(相談役および顧問)

第 16 条 本金庫に、相談役および顧問を置くことができる。

2 相談役および顧問は、理事会の決議により理事長が委嘱する。

第 4 章 総会

(通常総会の招集)

第 17 条 通常総会は、理事会が招集する。

2 理事会は、通常総会を毎事業年度終了後 3 月以内に招集しなければならない。

(臨時総会の招集)

第 18 条 臨時総会は、理事会が招集する。ただし、第 5 項に規定する場合を除く。

2 理事会は、必要があるときは、臨時総会を何時でも招集することができる。

3 会員は、総会員の 5 分の 1 以上の同意を得て、会議の目的たる事項および招集の理由を

記載した書面を理事に提出して、臨時総会の招集を請求することができる。

4 理事会は、前項の請求があつた日から3週間以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならない。

5 第3項の規定による請求をした会員は、同項の請求をした日から2週間以内に理事が臨時総会招集の手続をしないときは、内閣総理大臣の認可を受けて臨時総会を招集することができる。

(総会の招集手続)

第19条 総会を招集するには、会日の7日前までに、書面または電磁的方法により、各会員に対して通知を発しなければならない。

(計算書類等のみなし提供)

第20条 本金庫は、総会の招集に際し、計算書類および総会参考書類に表示または記載すべき情報を、法令の定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、会員に対して提供したものとみなすことができる。

(総会の議長および決議事項)

第21条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序に従い、他の理事がこれに代わる。

2 総会においては、第19条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ決議することができる。ただし、総会が緊急の必要があると認めて決議した事項については、この限りでない。

(総会における議決権)

第22条 会員は、総会において、各々1個の議決権を有する。

2 会員は、第19条の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面または代理人をもつて議決権を行使し、または書面をもつてする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行使することができる。ただし、他の会員でなければ代理人となることができない。

3 前項の規定により議決権を行使する者は、総会における出席者とみなす。

4 代理人は、代理権を証する書面を本金庫に差し出さなければならない。

第5章 優先出資

(優先出資の発行)

第23条 本金庫は、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成5年法律第44号。以下「優先出資法」という。）の定めるところにより、優先出資を発行することができる。

2 本金庫は、その発行する優先出資を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集優先出資について、優先出資法第6条第1項各号に掲げる事項を理事会が決議し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

3 本金庫は、複数の種類の優先出資として、次に掲げる優先出資を発行することができる。

(1) 第27条の参加配当を受けることができ、かつ、第51条第1項第3号の残余財産の分

配に関して、上限の定めがない優先出資（以下「A種優先出資」という。）

- (2) 第 27 条の参加配当を受けることができず、かつ、第 51 条第 1 項第 3 号の残余財産の分配に関して、当該優先出資の払込金額相当額を上限とする定めがある優先出資（以下「B種優先出資」という。）

（優先出資の額面金額）

第 24 条 優先出資の額面金額は、第 7 条の普通出資 1 口の金額と同一とする。

（優先出資の総口数の最高限度）

第 25 条 本金庫の発行する優先出資の総口数の最高限度は 200 万口とし、このうち 100 万口は A 種優先出資、100 万口は B 種優先出資とする。ただし、優先出資につき消却があつたときは、これに相当する口数を減ずる。

（優先配当）

第 26 条 本金庫は、A 種優先出資の優先出資者（A 種優先出資の登録優先出資質権者を含む。以下「A 種優先出資者」という。）および B 種優先出資の優先出資者（B 種優先出資の登録優先出資質権者を含む。以下「B 種優先出資者」という。）に対しては、会員に先立つて剰余金の配当を行なうものとする。

- 2 前項の配当（以下「優先配当」という。）の額の額面金額に対する率（以下「優先配当率」という。）は、優先出資の発行に当たつて、理事会が決議し、内閣総理大臣の認可を受けた率とする。

- 3 A 種優先出資および B 種優先出資に係る優先配当における支払順位は、同順位とする。

- 4 第 2 項の優先配当率は、優先出資の分割が行われたときは、次の算式により調整する。ただし、当該優先出資の分割に係る総会の決議でこれと異なる定めをしたときは、この限りでない。

$$\text{調整後の優先配当率} = \frac{\text{調整前の優先配当率}}{\text{調整前の発行済優先出資の総口数}} \times \frac{\text{分割前の発行済優先出資の総口数}}{\text{分割後の発行済優先出資の総口数}}$$

- 5 前項の場合において、計算の結果 0.01 パーセント未満の端数が生ずるときは、その端数を切り上げるものとする。

（参加配当）

第 27 条 本金庫は、会員に対して一般普通出資または特定普通出資について普通出資額に応じて配当を行なうときは、A 種優先出資者に対して、優先配当以外の剰余金の配当（次条において「参加配当」という。）を行なうものとする。

（配当率の最高限度）

第 28 条 優先出資法第 5 条第 1 項第 3 号に規定する優先出資者が受けることができる優先配当率および参加配当の額の額面金額に対する率（次条において「参加配当率」という。）の合計の最高限度は、優先出資の募集に当たつて、理事会が決議し、内閣総理大臣の認可を受けた率とする。

（配当率の上限）

第 29 条 優先出資法第 5 条第 3 項に規定する優先配当率の上限ならびに同項に規定する優先配当率および参加配当率の合計の最高限度の上限は、A 種優先出資および B 種優先出資

のいずれも、それぞれ年 80 割とする。

(優先配当の額の非累積)

第 30 条 A種優先出資者またはB種優先出資者に対する剰余金の配当の額が優先配当の額を下回ったときは、その下回った額は、翌事業年度の優先配当の額に加算されないものとする。

(優先出資の消却)

第 31 条 本金庫は、優先出資法第 15 条第 1 項の規定により、優先出資の消却を行なうことができる。

2 本金庫は、優先出資の消却を行なおうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

3 優先出資の消却は、市場相場等の時価による買入れによつて行なうものとする。

(優先出資者名簿管理人)

第 32 条 本金庫は、優先出資者名簿管理人を置くものとする。

2 前項の優先出資者名簿管理人は、優先出資者名簿の作成および備置きその他の優先出資に関する事務を代行する。

(配当を受けることができる者)

第 33 条 第 26 条第 1 項および第 27 条の規定により配当を受けることができる優先出資者または登録優先出資質権者は、毎事業年度末の優先出資者名簿に記載された優先出資者または登録優先出資質権者とする。

(配当金の除斥期間)

第 34 条 優先出資者または登録優先出資質権者に対する配当金はその支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、本金庫は、支払いの義務を免れるものとする。

2 前項の受領されない配当金については、利息をつけないものとする。

(優先出資者総会の招集および議長)

第 35 条 優先出資法に定める優先出資者総会（以下「優先出資者総会」という。）は、理事会が招集する。

2 優先出資者総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序に従い、他の理事がこれに代わる。

3 優先出資者総会を招集するには、書面または電磁的方法により、各優先出資者に対して通知を発しなければならない。

(優先出資者総会参考書類のみなし提供)

第 36 条 本金庫は、優先出資者総会の招集に際し、優先出資者総会参考書類に記載すべき情報を、法令の定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、優先出資者に対して提供したものとみなすことができる。

(優先出資者総会における議決権)

第 37 条 優先出資者は、優先出資者総会において、優先出資 1 口について 1 個の議決権を有する。

2 優先出資者は、書面または代理人をもつて議決権を行使し、または書面をもつてする議

決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行使することができる。ただし、他の優先出資者でなければ代理人となることができない。

- 3 優先出資者または代理人は、代理権を証する書面を本金庫に差し出さなければならない。
(優先出資取扱規程)

第 38 条 優先出資に関する取扱いおよびその手数料等については、理事会の定める優先出資取扱規程による。

第 6 章 金庫債

(金庫債の発行)

第 39 条 本金庫は、出資の総額（優先出資法第 42 条第 1 項に規定する資本金の額をいう。

第 47 条において同じ。）および準備金（準備金として信用金庫法施行令（昭和 43 年政令第 142 号）第 8 条の 3 に規定するものをいう。）の額の合計額の 10 倍に相当する金額を限度として、全国連合会債（第 42 条に規定する短期債を除く。以下「金庫債」という。）を発行することができる。

- 2 本金庫の発行する金庫債は、信金中金債と称する。
- 3 本金庫は、その発行した金庫債の借換えのため、一時第 1 項に規定する限度を超えて金庫債を発行することができる。
- 4 前項の規定により金庫債を発行したときは、発行後 1 月以内にその発行券面額に相当する額の旧金庫債を償還しなければならない。

(金庫債の種別および発行方法)

第 40 条 金庫債の債券を発行する場合において、当該債券は、無記名式とする。ただし、応募者または所有者の請求により記名式とすることができる。

- 2 金庫債の債券が発行されている金庫債の債権者は、いつでも、その記名式の金庫債の債券を無記名式とすることを請求することができる。ただし、無記名式とすることができない旨の定めがある場合は、この限りでない。
- 3 本金庫は、金庫債を発行する場合においては、割引の方法によることができる。
- 4 本金庫は、金庫債を発行する場合においては、募集または売出しの方法によることができる。
- 5 本金庫は、売出しの方法により金庫債を発行しようとするときは、金庫債の発行に関し必要な事項をあらかじめ公告しなければならない。

(通知等に代わる公告)

第 41 条 無記名式の金庫債の債券または社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）の規定の適用がある金庫債の債権者に対してする通知または催告は、公告することをもって代えることができる。

(短期債の発行)

第 42 条 本金庫は、短期債を発行することができる。

(債券取扱規程)

第 43 条 本金庫の発行する金庫債の債券に関する取扱いおよびその手数料等については、理事会の定める債券取扱規程による。

第 7 章 子会社

(認可対象会社)

第 44 条 本金庫は、次に掲げる認可対象会社（信用金庫法第 54 条の 23 第 6 項に規定する認可対象会社をいう。）については、内閣総理大臣の認可を受け、子会社とすること（第 5 号の会社にあつては、本金庫またはその子会社が合算して同法第 54 条の 25 第 1 項に規定する基準議決権数を超える議決権を取得し、または保有すること）ができる。

- (1) 銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定する銀行のうち、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第 1 条第 1 項に規定する信託業務を営むもの
- (2) 有価証券関連業（金融商品取引法第 28 条第 8 項に規定する有価証券関連業をいう。以下同じ。）のほか、同法第 35 条第 1 項第 1 号から第 8 号までに掲げる行為を行なう業務その他の信用金庫法施行規則第 70 条第 2 項に規定する業務を専ら営むもの
- (3) 保険業法第 2 条第 2 項に規定する保険会社
- (4) 有価証券関連業を営む外国の会社
- (5) 情報通信技術その他の技術を活用した本金庫の信用金庫法第 54 条第 1 項各号に掲げる業務を行なう事業の高度化もしくは本金庫の利用者の利便の向上に資する業務またはこれに資すると見込まれる業務を営む会社

第 8 章 経理

(事業年度)

第 45 条 本金庫の事業年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の処分)

第 46 条 剰余金は、利益準備金、特別積立金、配当金および繰越金としてこれを処分する。

(利益準備金)

第 47 条 本金庫は、出資の総額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の 100 分の 10 に相当する金額以上の金額を利益準備金として積み立てなければならない。

(特別積立金)

第 48 条 本金庫は、総会の決議により、剰余金のなかから、特別の目的をもった積立金または別途積立金を特別積立金として積み立てることができる。

(配当)

第 49 条 会員に対して普通出資額に応じてする配当の率は、年 1 割以下とする。

2 会員に対して本金庫事業の利用分量に応じてする配当は、その事業年度内において、本金庫が会員に支払った預金利息または会員が本金庫に支払った貸付金利息もしくは割引料

を標準とする。

3 配当金の計算上生じた円位未満の端数は、これを切り捨てる。

(損失の処理)

第 50 条 損失のてん補は、特別積立金、利益準備金、優先出資法第 42 条第 3 項に規定する資本準備金の順序に従って行なう。

(残余財産の分配)

第 51 条 本金庫の解散のときの残余財産の分配は、次の各号に掲げる順序に従って行なう。

- (1) A種優先出資者およびB種優先出資者に対して、優先出資の額面金額と経過優先配当金相当額（残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に優先配当の額を乗じた金額を 365 で除して得られる額（その額に円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)) を合計した額に発行済優先出資の総口数を乗じて得た額をそれぞれその口数に応じて分配する。
 - (2) 会員に対して、普通出資 1 口の金額に払込済普通出資の総口数を乗じて得た額をそれぞれその口数に応じて分配する。
 - (3) 前各号の分配を行なった後、なお残余があるときは、A種優先出資者、B種優先出資者および会員に対して、それぞれその口数（特定普通出資の口数を除く。）に応じて分配する。ただし、B種優先出資者に対して分配する残余財産の額の合計は、当該B種優先出資者が保有するB種優先出資の払込金相当額を合計した額にそれぞれその口数を乗じて得た額を限度とする。
- 2 残余財産の額が前項第 1 号の規定により算定されたA種優先出資者およびB種優先出資者に対する分配額に満たないときは、A種優先出資者およびB種優先出資者に対して、当該残余財産の額をその口数に応じて分配する。
- 3 第 1 項第 1 号に掲げる金額を分配した後の残余財産の額が同項第 2 号の規定により算定された会員に対する分配額に満たないときは、会員に対して、当該残余財産の額をその口数に応じて分配する。